

公表日 令和6年7月29日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	66.7%
非正規労働者	76.3%
全労働者	46.5%

説明欄

対象期間：令和5年度（2023年4月1日から2024年3月1日まで）

賃金：基本給、各種手当および賞与等を含み、退職手当を除く。

正規労働者：他法人等への出向者は除き、当法人への出向者を含む。

非正規労働者：再雇用職員および契約職員。

なお、非正規労働者については、正規労働者の所定労働時間（7時間45分／日）をもとに人員数の換算を行っている。

補足説明：

- ・「全労働者」における賃金の差異の主な理由
「正規労働者」と比較して賃金が低い「非正規労働者」の割合が女性職員において多いため。
- ・「正規労働者」における賃金の差異の主な理由
正規労働者の平均年齢・平均勤続年数について、男性職員が女性職員よりも高く、また、管理監督者に占める男性職員の割合が高いため。
- ・「非正規労働者」における賃金の差異の主な理由
「再雇用職員」、「特別研究員、契約研究員」及び「補助員（事務補助、研究補助）」の雇用区分があり、このうち賃金水準が低い補助員において、女性職員の占める割合が高くなっているため。